

平成10年9月1日適用

公推第235号

平成10年9月1日

県土整備部各課長
総務局長
環境部長
農林水産商工部長 様
出納局長
関係各機関の長

県土整備部長

不可抗力による損害を受けた時の取り扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり取り扱いを定めたので通知します。

なお平成10年9月1日から施行します。

工事目的物の引渡し前に不可抗力による 損害を受けた時の取り扱いについて

三重県が発注する建設工事請負契約及び設計業務等委託契約において工事目的物の引渡し前（検査直前）に、暴風、洪水、地震等の不可抗力による損害が発生した場合は、下記の取り扱いに基づくものとする。

- 1 発注者は建設工事請負契約書及び設計業務等委託契約書の条項（以下「条項」という。）第29条第1項に基づき、請負者又は受注者から、損害発生後、不可抗力による損害通知書（様式要綱第17号様式又は第17号様式の2）で、災害状況の通知を受けなければならない。

（注釈）

請負者又は受注者は、損害発生前及び損害の概要、損害の内訳数量、損害発生前及び発生後の現場写真を添付して提出しなければならない。

また、施工途中はもちろん、工事完成後引渡し前（完成報告受理，検査前）も適用するものとする。

- 2 発注者は、「不可抗力による損害通知書」を受領したら、条項第29条第2項に基づき直ちに調査を行い、損害状況を確認し、調査結果を「第17号様式の3」により、請負者又は受注者に通知しなければならない。

（注釈）

「調査」とは、県民局の担当グループ職員が現場調査を行うことをいう。

「損害状況を確認」とは、検査員が中間検査を行い被害数量を確認することをいう。

- 3 請負者又は受注者は、条項第29条第3項に基づき、損害費用負担請求書（第17号様式の4）により損害費用を請求することができる。

（注釈）

請負者又は受注者から「損害費用負担請求書」が提出されない場合は、発注者に負担義務はない。

- 4 発注者は、条項第29条第4項及び5項に基づき発注者が負担すべき範囲及びその額を算定し、損害費用負担協議書（第17号様式の5）により請負者又は受注者と協議しなければならない。

なお、条項第29条第4項の規定による請負代金の1/100（足切り額）に満たない場合も同様とする。

- 5 請負者又は受注者は、損害費用負担協議書を受領した日から14日以内に承諾した旨の同意書（様式要綱第36号様式の2）を提出しなければならない。また、条項第21条に基づいて、工期延長願いの手続きを行うことができる。

(注釈)

14日以内に同意が得られない場合は、発注者は、損害負担金の決定通知を請負者又は受注者に通知する。また、当初契約工期で完成する場合は、工期延長願(様式要綱第15号様式)を提出する必要はない。

6 請負者又は受注者は、請求書(第25号様式の2)を提出して、所定の期日以内に支払いを受けなければならない。

7 特記事項

改正前の条項では、第25条3項で、「請負代金額の変更又は損害額の負担」と規定されていたため、設計変更、追加工事等の名目で不可抗力による損害に対し事実上負担が行なわれてきたが、平成7年度の改正において、発注者の負担方法を「損害額の負担」に一本化されたので、元工事の変更処理によって増額変更あるいは精算変更をすることはできない。

元工事の工期については、請負者又は受注者からの工期延期願の提出により、所要の工期延長を行なうことができる。

また、工事完成報告書若しくは委託業務完成報告書の受理後、検査までの間に損害を受けた場合は、工期は終了しているが、契約行為は継続中であるため、同様に請負者又は受注者から工期延期願の提出を受け、工期(再開)延長を行なうものとする。

損害負担の範囲は、工事目的物、仮設物、工事材料、建設機械器具を対象に負担する。また、検査は、現地確認及び工事に関する記録等により確認することから、損害額算定においては特に詳細に調査を行うこと。

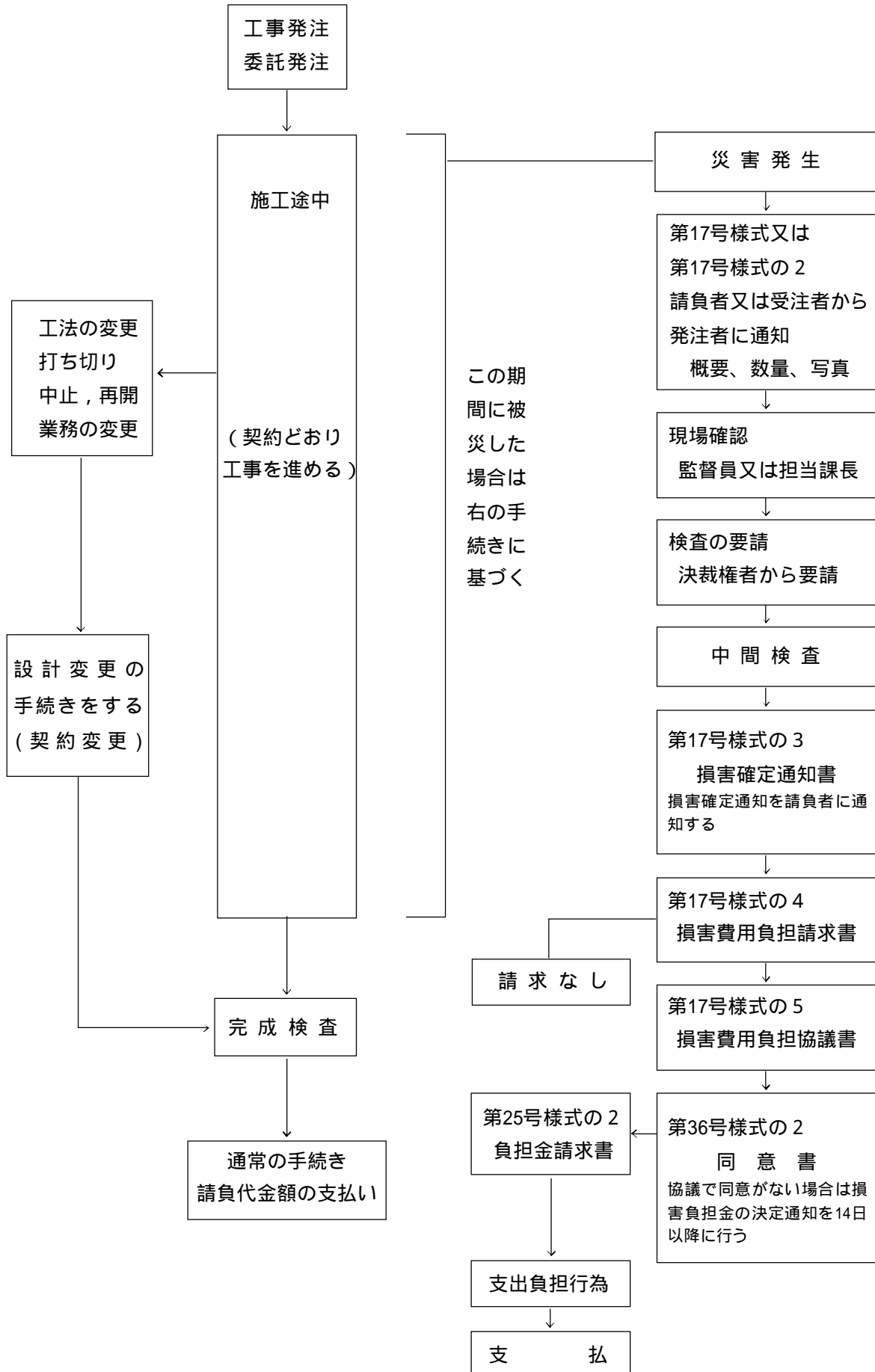
損害額の算定においては、足切り額(請負額の1/100)を控除し、建設工事請負契約書の条項第51条若しくは設計業務等委託契約書条項第47条の規定に基づき付保を義務付けられた保険等により填補された額がある場合は、損害総額から控除すること。

損害額の請求にあたっては、通知、協議、同意をもって額の確定を行うものとし、その後、請負者又は受注者からの請求により支払うものとする。

なお、支出証拠書類は、前段の協議関係書類、負担金算定内訳書(出来高設計書)を添付することとする。また、支出科目は、「補償、補填及び賠償金」とする。

同一工法で原形復旧が不適當な場合は、条項第19条に基づき設計変更の手続きを取らなければならない。

フローチャート



第17号様式

不可抗力による損害通知書

年 月 日

三重県知事 様

住所又は所在地

請負者 氏名又は商号及び

代表者氏名

㊞

下記工事を施工中のところ 年 月 日

のため、工事の出来形部分等に損害を生じましたので通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名 第 号
- 2 工事場所 市 町 大字 地内
郡 村
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 請負代金額
- 6 損害内容
(添付書類)
 - 1 損害発生前及び損害の概要
 - 2 損害の内訳数量
 - 3 損害発生及び発生後の現場写真

第17号様式の2

不可抗力による損害通知書

平成 年 月 日

三重県知事

様

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号及び代表者氏名

印

設計業務等委託契約書の条項第29条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 委 託 業 務 名

- 2 損害発生及び損害の概要

- 3 損害の内訳数量

- 4 損害状況の現場写真
別添のとおり

第17号様式の3

損害確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

三重県知事 印

平成 年 月 日発生した不可抗力による損害は、下記のとおり確認しましたから建設工事請負契約書若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第2項の規定に基づき通知する。

記

1 工事名又は委託業務名

2 損害認定対象及び数量

3 損害を負担しない理由

第17号様式の4

損害費用負担請求書

第 号
平成 年 月 日

三重県知事 様

請負者又は 住所又は所在地
受注者 氏名又は商号及び代表者氏名 ㊞

平成 年 月 日付け 第 号で損害確認通知のあった下記の工事について、建設工事請負契約書若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第3項の規定に基づき請求します。

1 工事名又は委託業務名

2 損害負担の請求
請負代金額
又は業務委託料

第17号様式の5

損害費用負担協議書

第 号

平成 年 月 日

様

三重県知事

印

平成 年 月 日付け請求のあった下記の工事について、建設工事請負契約書若しくは設計業務等委託契約書の第29条第4項、第5項及び第6項に基づき、下記のとおり協議します。

記

1 工事名又は委託業務名

2 損害負担金額 ￥

3 支払条件 損害負担の支払は、請求書（第25号様式の2）を受理した日から40日以内とし、支払遅延の場合は建設工事請負契約書の条項第45条第3項若しくは設計業務等委託契約書の条項第41条第3項を準用します。

4 異議の申立 本協議成立後は、内容及び金額について、異議を申し立てることはできない。

第36号様式の2

同 意 書

第 号
年 月 日

様

㊟

年 月 日付で契約した下記工事について、次の通り同意します。

記

- 1 工事番号及び工事名
又は委託業務番号および名称 第 号

- 2 工事場所
又は委託業務番号の施行場所 市 町 大字 地内
郡 村

- 3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

- 4 協 議 事 項

